

板橋区ブロック塀等撤去工事及び新設工事助成金交付要綱

(平成30年9月18日区長決定)

最終改正 令和7年3月21日

(趣旨)

第1条 この要綱は、大地震の際に倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去及び撤去後に施工するフェンス等の新設に対し、助成金を交付することにより、大地震の際に倒壊のおそれのあるブロック塀等の撤去を促進し、災害に強い安全なまちづくりを推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ブロック塀等 コンクリートブロック造、石造、万年塀、その他組積造による塀及びこれらの基礎をいう。
- (2) フェンス等 金属製フェンス、石造塀、コンクリートブロック塀、コンクリート塀、木塀及びこれらの基礎をいう。
- (3) 撤去工事 地震に対し、構造上支障があると認められるブロック塀等を撤去することをいう。
- (4) 新設工事 当該撤去工事を施工した範囲内において新たにフェンス等を設置することをいう。
- (5) 道路 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条に規定する道路、道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路、板橋区管理通路条例(平成7年板橋区条例第16号)第2条に規定する区管理通路及び区立小学校の通学路をいう。
- (6) 敷地 ブロック塀等が建築基準法における建築物に付属している場合は当該建築物の敷地、付属していない場合は土地利用上一体とみなされる範囲の一団の土地。
- (7) 木塀 国産の木材を使用した塀で、塀の基礎及び支柱並びに空隙を除いた部分の見付面積の9割以上が国産の木材であるもの及びその基礎をいう。ただし、区が木塀と認めないと判断するものを除く。
- (8) 角地 道路が交わる角敷地の隅角が120度未満のものをいう。
- (9) 土留め壁 土の流出を防ぐ工作物の背面に土が堆積しているものをいう。

(助成の対象となる費用)

第3条 助成の対象となる費用は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) ブロック塀等の撤去に要する費用
- (2) フェンス等の新設に要する費用

(助成金の交付を受けることができる者)

第4条 助成金の交付を受けることができる者(以下「助成対象者」という。)は、板橋区の区域内(以下「区内」という。)においてブロック塀等を所有する者又は所有する者から委任を受けた者で、次条の規定により助成金の交付対象となる撤去工事及び新設工事を行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者については、助成対象者としなない。

- (1) 国、地方公共団体又はこれらに準ずる団体
- (2) 宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号)第2条第3号に規定する宅地建物取引業者

(売買及び賃貸を行う予定のない自社施設等のブロック塀等を解体する場合を除く。)

(3) 助成を受けようとする当該ブロック塀の撤去及び新設工事に要する費用において他の助成金又は補助金を受けている者

(4) 同一の敷地において、この要綱に基づく助成金の交付を受けたことがある者

3 ブロック塀等の所有者が複数存する場合は、助成対象者以外の所有者の同意を必要とする。

4 新設工事の助成を受ける場合に、敷地の所有者が助成対象者と異なる場合は、敷地の所有者の同意を必要とする。

(助成金の交付対象)

第5条 助成金の交付対象となるブロック塀等は、区内に存するブロック塀等で、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすものとする。

(1) 高さ1.2メートル以上(土留め壁を除く。)かつ道路に面するもので区長が危険であると、敷地ごとに確認したもの

(2) 土留め壁上部に存し、土留め壁及びブロック塀等の高さが合計 2.2 メートル以上かつ道路に面するもので区長が危険であると、敷地ごとに確認したもの

(3) 新設工事の助成を受ける場合においては、建築基準法及び建築基準法関係規定に適合するもの

(4) 区長が特に必要があると認めたもの

(助成金の額)

第6条 助成金の額は予算の範囲内で、別表1及び別表2(フェンス等の新設で木塀を設置する場合の加算)に定めるとおりとする。

(助成対象の承認申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、助成対象承認申請書に関係書類を添えて、契約の締結前に、区長に申請し承認を受けなければならない。

2 区長は、第1項の申請書が提出された場合は、その内容を審査し、助成の対象と認めたときは、助成対象承認通知書により、助成の対象と認められないときは、助成対象不承認通知書により、申請者に通知する。

3 新設工事の助成金は、撤去工事の助成金と一括して申請しなければならない。

4 第2項による通知された申請者は第1項の申請から第13条の交付請求まで全て同一年度内に行うものとする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 前条第2項の規定により承認通知を受けた者(以下「承認申請者」という。)は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(変更の申請)

第9条 承認申請者は、申請内容等を変更(助成金額の変更がない軽微な変更を除く。)をしようとするときは、助成対象変更承認申請書に変更内容を証する書類を添えて区長に提出し、承認を受けなければならない。

2 区長は、前項の助成対象変更承認申請書が提出されたときは、その内容を審査し、助成対象の範囲内の変更と認めたときは、助成対象変更承認通知書により、助成対象の範囲内の変更と認め

られないときは、助成対象変更不承認通知書により、当該申請者に通知する。

(取り止め)

第10条 承認申請者が、次のいずれかに該当する場合は、助成対象承認取消願により、区長に届け出なくてはならない。

- (1) 承認を受けた行為を取り止めたとき。
- (2) 変更内容がこの要綱に適合しなくなったとき。
- (3) 助成を辞退するとき。

2 区長は、前項の取消願が提出されたときは、当該助成対象承認を取り消し、助成対象承認取消通知書により当該届け出者に通知する。

3 区長は、承認申請者が第1項第1号及び第2号に該当すると認めるときは、同項の取消届が提出されない場合であっても前項の規定を準用する。

(助成金の交付申請及び実績報告)

第11条 承認申請者は、助成対象の工事が完了し助成金の交付を受けようとするときは、速やかに助成金交付申請書及び実績報告書に關係書類を添えて、区長に提出しなければならない。

2 承認申請者は、申請内容等について軽微な変更をした場合は、変更内容を証する書類を前項の申請に添えて区長に提出しなければならない。

(助成金の交付決定及び額の確定)

第12条 区長は、前条の申請書が提出されたときは、その内容の審査を行い、助成承認の内容に適合したものであると認めたときは、助成金の交付を決定し、助成金交付決定兼交付額確定通知書により、当該申請者に通知する。

2 区長は、前条の申請があった場合は必要に応じて現場検査を行う。

3 区長は、第1項の審査及び前項の現場調査の結果、助成承認の内容に適合しないと認めたときは、この助成承認の内容に適合させるための措置をとることを指示することができる。

4 前項の指示による措置を講じない場合については、助成金不交付決定通知書により当該申請者に通知する。

(助成金の請求及び支払い)

第13条 前条の助成金の交付決定及び額の確定を受けた申請者(以下「助成決定者」という。)は、速やかに助成金交付請求書を、区長に提出しなければならない。

2 区長は、前項の請求があったときは、その内容を審査し助成金を助成決定者に支払うものとする。

(交付決定の取り消し等)

第14条 区長は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金交付決定取消通知書により、助成金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (2) 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 当該建築物に重大な違反が発覚したとき。

(助成金の返還)

第15条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が

交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(補則)

第16条 助成金の交付の手続は、東京都板橋区補助金等交付規則(昭和42年板橋区規則第3号)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。

(委任)

第17条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

付 則(平成30年9月18日制定)

この要綱は、平成30年10月16日から施行し、令和6年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定による助成決定者に対する助成金交付等の手続を行うために必要な限度において、この要綱の規定はなおその効力を有する。

付 則(令和5年2月20日改正)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

付 則(令和6年3月7日改正)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定による手続を行うために必要な限度において、なお効力を有する。

付 則(令和 年 月 日改正)

- 1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 令和8年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の規定による手続を行うために必要な限度において、なお効力を有する。

別表1(第6条関係)

助成金の交付対象	助成金の額
ブロック塀等の撤去工事	①から③の内一番低い額(千円未満切り捨て) ①撤去工事に要した費用 ②撤去ブロック塀等の見付け鉛直面積(m ²)×30,000(円/m ²) (面積は小数点第2位以下切り捨て) ③300,000円(対象敷地が角地且つ助成対象のブロック塀等が2方向に存する場合は450,000円)
フェンス等の新設工事	①から③の内一番低い額(千円未満切り捨て) ①新設工事に要した費用 ②新設するフェンス等の長さ(m)×20,000(円/m) (長さは小数点第2位以下切り捨て) ③300,000円

別表2(第6条関係)

助成金の交付対象	助成金加算の額
木塀を新設する場合	助成金加算の額:A円(千円未満切り捨て) $A = L \times (X - Y)$ (L > 25m の場合は、 $A = 25 \times (X - Y)$) 延長:L m (小数点第2位以下切り捨て) $X = \alpha / L$ 円 (上限 272,000 円、1 円未満切り捨て) $Y = \beta / L$ 円 (下限 80,000 円、1 円未満切り捨て) 撤去及び新設工事に要した費用: α 円 撤去及び新設工事の助成金の額(別表1の額): β 円

※ 撤去及び新設工事に要した費用が延長1メートル当たり80,000円を超える場合に適用する。

※ 整備地域内(東京都震災対策条例に基づく防災都市づくり推進計画に定める整備地域をいう。)においては、幅員が6メートル以上の前面道路に面している場合に限る。